

令和8年度天草市デジタルアート

ブランド構築事業企画運営業務委託仕様書

令和8年8月作成

熊本県 天草市

1. 事業名

令和8年度天草市デジタルアートブランド構築事業企画運営業務

2. 事業の目的

本市では、若者の自己実現が可能な魅力的な雇用の場として、これまで天草に無かったゲーム・アニメ制作等のデジタルコンテンツ産業を創出し地場産業化することで、若者が天草に残り、またはUターンできる環境をつくり、持続可能な地域を創造するために「デジタルアートの島創造事業」に取り組んでいる。

本業務では、その一環として、デジタルコンテンツ産業の発展に必要な作品発表や情報発信の機会を創出し、「デジタルアートの島・天草」としてのブランド力向上を図ることを目的とする。

そのため、デジタルアート展、デジタルアートイベント及びデジタルアートアワードを開催し、天草を題材としたデジタルコンテンツやクリエイターの作品を広く発信・評価する機会を創出することで、天草に関する魅力的なコンテンツの蓄積を促進する。

また、市民がデジタルアートを身近に感じられる機会を提供するとともに、クリエイターや学生等の発掘・育成、クリエイターが目指す町として移住促進及び関係人口の創出・拡大を図る。

さらに、誘致企業、連携教育機関、地元企業等と連携しながら天草を舞台とした独自コンテンツが継続的に生まれる環境を構築し、将来的には制作の場として、併せて生まれた作品を目的に国内外から多くの人を訪れる「コンテンツツーリズム」の実現につなげることを目指す。

3. 履行期間

契約日から令和9年3月23日（火）まで

4. 実施場所

天草市内

5. 業務内容

（1）デジタルアート展の開催に係る企画運営、実施

天草を題材としたデジタルアート作品の公募、アーティスト・イン・レジデンスによる滞在制作、作品展示を一体的に実施することで、天草の地域資源をデジタルアートという新たな視点で表現し、地域の魅力発信及び文化観光の推進を図る。

※展示は、アーティスト・イン・レジデンスにより制作された作品のみならず、地元の学生や市民等の作品展示の場として機能も含めて検討すること。

なお、本業務の目的は、単発の展覧会を開催することではなく、「天草に滞在して作品が生まれる仕組み」、「天草で自発的に作品が生まれる仕組み」を構築することにある。

将来的には、ビエンナーレやトリエンナーレのように地域に根付いた継続的な芸術祭へ発展させることを見据え、初年度においては、その基盤となる企画、運営体制、アーティスト支援、展示手法、地域連携、成果検証の仕組みを構築するものとし、以下の基本方針を基に以下の業務を実施する。

《業務の基本方針》

受託者は、以下の基本方針に基づき業務を実施すること。

- 天草の自然、歴史、文化、信仰、海、島、食、暮らし、産業、人物等を題材としたデジタルアート作品の創出を図ること。
- 主な作品の募集はアーティスト・イン・レジデンスにより行うものとし、アーティストが実際に天草に滞在し、地域を体感し、取材・交流を通じて作品を制作する仕組みを設計すること。
- 市民、観光客、学生、地域事業者等が鑑賞・参加しやすい展示会とすること
- デジタル技術を活用しながらも、天草の地域性、景観、文化、暮らしと調和した表現とすること。

- 次年度以降の継続開催、芸術祭化、地域ブランディング、観光施策への展開を見据えた事業設計とすること。
- 公共事業としての公平性、透明性、安全性、著作権管理、個人情報保護に十分配慮すること。

《業務の内容》

① デジタルアート展の企画

受託者は、「天草デジタルアートの島創造事業」にふさわしいデジタルアート展のテーマ、名称、コンセプト、キービジュアル、展開方針、展示会の内容、期間、場所、会場設計等を企画提案すること。

なお、展示する作品については、アーティスト・イン・レジデンスによる作品募集によるものとし、地元の学生や市民等の作品発表の場としての作品展示も組み込むこと。

② デジタルアート展の開催及び運営（準備含む）を行うこと。

展示会の開催運営を円滑かつ安全に行うこと。展示会の期間は、おおむね1か月程度開催することを想定するが、受託者が効果的な期間を提案し、市と協議のうえ決定する。

期間中は、目的達成を効果的に行なえる運営体制を構築すること（受託者は、期間中は会場にスタッフを常駐させることを想定するが、具体的な人員数、配置時間、勤務体制等については、受託者が提案し、市と協議のうえ決定する。）

③ 広報・プロモーション

受託者は、デジタルアート展の来場促進及び天草の魅力発信、本企画のブランディングを目的として、効果的な広報・プロモーション戦略を提案し、実施すること。

④ アーティスト・イン・レジデンスの企画、実施

受託者は、アーティストが天草に滞在し、地域を題材とした作品制作を行うためのアーティスト・イン・レジデンスの仕組み（滞在条件、制作期間、制作場所、制作支援方法、募集方法、選定方法等含む）を企画し、アーティストを広く募集・選定（3名（組）以上）し、制作・完成、展示まで企画運営すること。

募集対象は、デジタル技術を活用した作品制作が可能なアーティスト、クリ

エイター、映像作家、メディアアーティスト、学生、チーム等を想定する。

対象分野は、デジタル技術を活用した表現作品（デジタルアート、映像作品、音を活用した作品、AR を活用した作品、インタラクティブアート、プロジェクション作品、3DCG、デジタルイラスト等を想定）とする。

制作支援として、受託者は、選定されたアーティストに対し、制作支援費を支給すること。金額としては、1名（組）につき上限 50 万円程度を想定する（制作支援費は委託費に含む）。

⑤ 地元からの作品の募集

受託者は、地域内から広く作品を募集し、デジタルアート展の一部において展示すること。募集方法や展示方法については、市と協議のうえ行うものとする。

（２）デジタルアートイベントの開催に係る企画運営、実施

本市が推進するデジタルアートの島創造事業について、市民にとってデジタルアートが身近な存在ではないため、事業の認知度や理解度の向上が課題となっている。同産業を地場産業として定着させるには、市民主体の牽引活動やコミュニティが自発的かつ持続的に生まれてくることが必須であるため、市民が日常生活の中でデジタルアートの魅力や可能性を実感できる機会を増やす必要がある。

そこで、天草の自然、海、島々、歴史文化及び市民の創造性を光とデジタル技術で可視化するイベントを実施する。本業務は、鑑賞型のイルミネーションにとどまらず、デジタルアートの可能性に触れ（なぜ天草市がデジタルアートに取り組むのかが伝わる）、来訪者がまちなかを歩き（回遊）、地域経済の活性化にも繋げることを目的とする。

《業務の基本方針》

本業務は、デジタルアートを核として、企画、制作、展示、運営、観光回遊、広報、効果測定及び次年度以降の活用までを一体的に実施する総合プロデュース業務とし、以下の方針に基づき業務を実施すること。

- デジタルアートを主役とすること

既製 LED 装飾や一般的なクリスマスモチーフを中心とせず、映像 CG、インタラクティブ表現、生成的表現、センサー技術、音響又はネットワーク技術等を適切に組み合わせること。

- 観光・まちなか回遊と一体化すること

主会場だけで完結させず、回遊及び地域消費につながる導線を設計すること。

- 次年度以降の継続開催、地域ブランディング、観光施策への展開を見据えた事業設計とすること。
- 公共事業としての公平性、透明性、安全性、著作権管理、個人情報保護に十分配慮すること。

《業務の内容》

① デジタルアートイベントの企画、実施

受託者は、本イベントに関し、事業目的、既存事業、地域特性及び想定来場者を踏まえた基本コンセプト、ストーリー構成、イベント名称、場所、会場構成（光環境および回遊演出等含む）、イベント内容、体験設計等を企画提案し、イベントを開催運営すること。目的達成を効果的に行なえる会場運営体制を構築すること。

② 象徴的なデジタルアート作品の企画・制作・展示

本業務の中核として、主会場において来訪の目的となる象徴的なデジタルアート作品を1作品以上制作・展示すること。作品は、天草をテーマとしたものとする。展示に関して、昼間の公共空間利用及び周辺生活に支障を生じさせない設置方法とすること。

③ 観光誘客・まちなか回遊・地域消費の創出

イベント来場者の来場前後の行動を想定し、主会場から商店街、飲食店、宿泊施設等をつなぐ回遊できる企画内容とすること（例：回遊動線設計や市内周遊につながる情報発信、商品造成等）。

④ 広報・プロモーション

受託者は、デジタルアートイベントの来場促進及び本企画のブランディングを目的として、効果的な広報・プロモーション戦略を提案し、実施すること。

（例：イベント名称、ロゴ、キービジュアル、コピー、会場サイン及びデジタル媒体のデザインを統一、ランディングページ、SNS 発信、ポスター、チラシ等）

(3) デジタルアートアワードの開催に係る企画運営、実施

全国からデジタルアート作品を募集し、優れた作品を顕彰することにより、デジタル分野で活動するアーティスト及びクリエイターの発掘・育成を図るとともに、「天草市デジタルアートの島創造事業」の認知向上及び継続的な作品発表の機会創出につなげることを目的とする。

本アワードは、将来的な全国規模のデジタルアートアワードへの発展を見据え、初年度は制度の有効性、応募状況、審査方法及び運営上の課題等を検証する実証的な取組として、小規模に実施するものとする。

《業務の基本方針》

受託者は、以下の基本方針に基づき業務を実施すること。

- 全国から応募可能な公募型アワードとすること。
- 応募から審査まで、原則としてオンラインで完結できる仕組みとすること。
- 初年度は部門及び賞の数を必要最小限とし、応募者及び運営者にとって分かりやすい制度とすること。
- デジタルアート展と一体的に広報、発表及び展示を行うこと。
- 次年度以降の継続及び規模拡大を見据え、応募状況や運営上の課題を検証すること。

《業務の内容》

① デジタルアートアワードの企画運営

受託者は、デジタルアート展と連動したアワードの名称、コンセプト、募集テーマ、募集内容、審査方法（審査員の提案含む）、賞の構成及び受賞作品の発表方法（デジタルアート展内で行うことを基本とする）等を企画し、委託者と協議のうえ実施（作品募集、審査、発表）すること。

テーマの設定にあたっては、天草を直接題材とする作品に限定する方法のほか、自然、海、島、地域、未来、共生等、天草との親和性を有する広いテーマを設定する方法についても提案できるものとする。

作品の募集については、受託者の提案により決定したテーマをもとに、デジタル技術を活用して制作された作品を対象とし、広く作品を募集すること。対象作品は、デジタル技術を活用した芸術作品とする（例：デジタルイラスト及びCG作品、映像及びアニメーション作品、AR、VR 及びインタラクティブ作品、デジタル技術を活用した音響作品等）。

賞の内容（名称、受賞点数、賞金又は副賞）は、受託者からの提案に基づき、

委託者と協議のうえ決定するものとする。賞金や副賞に係る経費は委託費に含むものとする（想定１５万円程度）。

② 広報・プロモーション

受託者は、デジタルアートアワードの応募数増加及び受賞作品の発信、本企画のブランディングを目的として、効果的な広報・プロモーション戦略を提案し、実施すること。

6. 全体スケジュールの作成、管理

受託者は、契約締結後速やかに業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得たうえで、適切に関すること。

7. 安全管理

受託者は、展示会やイベントの開催にあたり、来場者、関係者、アーティスト、スタッフの安全確保に努めること。

8. 著作権等の取扱い

受託者は、本業務に関する著作権、肖像権、商標権、使用許諾等について、適切に管理すること。

アーティストの権利を尊重しつつ、委託者が広報、記録、報告、次年度以降の展示や事業紹介等に必要な範囲で作品画像、映像、紹介文等が無償で利用できるよう整理すること。

9. 成果分析

受託者は、アンケートを実施するなどし、本業務の成果を分析し、報告すること。

10. 次回以降の提案について

受託者は、本業務の成果及び課題を踏まえ、次回以降、本取組の価値、注目度、認知度を高める展開について提案すること。

提案には、持続可能な取り組みへ向けた収益化又は財源確保の可能性、自立した運営体制の構築の可能性についても含めること。

1 1. 成果物の提出

受託者は、業務完了時に以下の成果物を電子データ及び発注者が指定する形式により提出すること。

- 業務実施報告書
- デジタルアート展企画書
- アーティスト・イン・レジデンス企画書
- デジタルアートイベント企画書
- デジタルアートアワード企画書
- 広報物データ式
- 作品データ式（アワードに関しては受賞作品のみ）
- 写真、動画等の記録素材
- 来場者数及びアンケート集計資料（来場者のメールアドレス含む。）
※アワードに関しては応募者一覧
- 成果分析資料
- 次年度以降の展開提案書
- その他、発注者が必要と認める資料

1 2. 再委託について

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、映像制作、音響、照明、機材設営、警備、デザイン、記録撮影等、専門性を要する一部業務については、事前に発注者の承認を得たうえで再委託することができる。

1 3. 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施にあたり取得した個人情報について、関係法令及び委託者の定める規程等を遵守し、適切に管理しなければならない。

また、取得した個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

14. 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

15. その他

- ① 受託者は、公共事業としての性質を十分に理解し、公平性、透明性、説明責任に配慮して業務を実施すること。
- ② 受託者は、地域住民、関係団体、来場者等に対し、丁寧な説明と安全な運営を行うこと。
- ③ 本業務の成果が次年度以降の継続事業、芸術祭化、観光施策、文化振興施策、教育施策、地域ブランディング施策に活用できるよう、記録及び分析を十分に行うこと。
- ④ 本業務は、単年度の展覧会やイベントの開催ではなく、天草に継続的にアーティストが関わり、作品が生まれ、地域に文化的価値が蓄積される仕組みづくりの第一歩として実施するものである。